

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【本則関係】

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）…………… 1

【附則関係】

- 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（附則第二項関係）…………… 2

- 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）（附則第三項関係）…………… 3

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照表
 ○ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を次のとおり指定する。</p> <p>宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市 長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市 川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎市 高崎市 豊中市 那覇市 枚方市 八王子市 越谷市</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を次のとおり指定する。</p> <p>宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市 長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市 川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎市 高崎市 豊中市 那覇市 枚方市 八王子市</p>

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、<u>呉市及び佐世保市の長</u>（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>2〇5（略）</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、<u>越谷市</u>、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、<u>呉市及び佐世保市の長</u>（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>2〇5（略）</p>

○ 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を次のとおり指定する。</p> <p>小田原市 大和市 福井市 甲府市 松本市 沼津市 四日市市 呉市 八戸市 山形市 水戸市 川口市 平塚市 富士市 春日井市 吹田市 茨木市 八尾市 寝屋川市 佐世保市 所沢市 厚木市 一宮市 岸和田市 明石市 加古川市 茅ヶ崎市 宝塚市 草加市 鳥取市 つくば市 伊勢崎市 太田市 長岡市 上越市 春日部市 熊谷市 松江市 佐賀市</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を次のとおり指定する。</p> <p>小田原市 大和市 福井市 甲府市 松本市 沼津市 四日市市 呉市 八戸市 山形市 水戸市 川口市 平塚市 富士市 春日井市 吹田市 茨木市 八尾市 寝屋川市 佐世保市 所沢市 厚木市 一宮市 岸和田市 明石市 加古川市 越谷市 茅ヶ崎市 宝塚市 草加市 鳥取市 つくば市 伊勢崎市 太田市 長岡市 上越市 春日部市 熊谷市 松江市 佐賀市</p>